

三芳町上富中西ふるさとの緑の景観地保全計画(公表版)

平成26年10月決定

1 景観地の概要

三芳町上富中西ふるさとの緑の景観地は、三芳町の西部に位置し、三富開拓地帯の中にある。

当地域の雑木林は、開拓に必要な堆肥作りのために設けられたものの名残であり、コナラ、クヌギ、アカマツ、エゴノキ等の雑木が繁茂している。

2 自然環境等

この地区は樹林がまとまって残存しており、コナラ林が広い面積を占め、アカマツが混在している。空地雑草群落等の草地植生はないが、林内の多くは適度に管理されており、林床にはイネ科植物が繁茂し、草地的環境となっている。

鳥類はシジュウカラ、ハシブトガラス等農耕地周辺や市街地近郊で普通に見られる種が多いが、中にはコジュケイ、アオゲラ等森林への依存度の高い種も確認されている。

爬虫類及び哺乳類はカナヘビ、モグラ、ネズミ科の一種、昆虫類はツクツクボウシ、ホシアワフキ、ハリカメムシ、モリオカメコオロギ、セスジツユムシ、オオクチヒムシ、オアオハナムグリなどが樹林地から草地を好む種が多い。

3 景観地指定後の状況

この景観地は、昭和58年度に4.36haの指定が行われ、以降2回の追加指定(昭和59年度0.47ha、平成12年度5.79ha)が行われ、合計10.62haの指定となっている。

緑被状況の経年変化を見ると大きな変動はないものの、樹林地の減少と市街地等の増加の傾向が認められる。

土地所有者と埼玉県で締結している緑の管理協定の状況については、平成25年度で5.25haであり、指定地に対し49.44%となっている。

4 保全及び管理の方針

(1) 緑地の保全

「自然環境保全機能」、「景観形成機能」、「ふれあい提供機能」、「防災・環境負荷軽減機能」など緑地が有する機能が十分に発揮されるよう、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**
土地所有者による緑地の保全管理を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。
- ・ **保全する緑地の公有地化**
緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と町が協力して行う身近な緑公有地化事業の活用を検討する。
- ・ **野生生物の保全**
豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施し、野生生物の生息状況の把握に努める。

(2) 緑の再生・維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取組を行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃など樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、関係機関と連携を図りながら実施していく。

【手法の例示】

- ・ **住民団体等との連携**
適切な維持管理を行っていくために住民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。
- ・ **協定制度等の活用**
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度（里の山守制度）」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地制度」を活用する。
- ・ **維持管理に伴う支援**
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用した景観地の維持管理事業の支援を行う。
- ・ **ゴミ投棄等への対応**
景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。
- ・ **緑のリサイクル**
樹林地の管理に伴い生じる枝葉等を、雑木林を利用して堆肥とするなど、農とのつながりの中から自然を保全する仕組みづくりを検討する。

- ・ **普及啓発**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、住民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

(3) 緑との共生

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、緑地や施設を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用するとともに、地域資源として活用を図る。

【手法の例示】

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

住民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ・ **観光資源と緑との共生**

当景観地を含めた周辺の緑を、人と自然、地域の調和と活力を生み出す緑としてとらえ、公園や社寺境内地などの施設緑地等とともに緑の観光資源としての活用を検討する。

- ・ **ゴミ投棄等への対応（再掲）**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

- ・ **普及啓発（再掲）**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、住民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

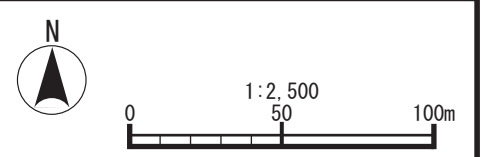


凡 例

指定地

植生図凡例

- I. 植生区分
 - ツブ群落
- II. その他土地利用
 - 15 宅地、工場地、道路等



図Ⅲ-1-10

植生分布及び
植生調査地点図
(三芳町上富中西)